

お知らせ

株式会社 エネコム
〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2025年1月24日

データセンターサービス契約約款 (EneWings 広島南・岡山) 改定のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

対象サービスをご利用のお客さまに、契約約款の改定についてお知らせいたします。
改定内容は次ページに記載をしておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もよりよいサービスの提供が行えるよう努めてまいります。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<記>

■改定の対象となる契約約款

データセンターサービス契約約款 (EneWings 広島南・岡山)

■改定日

2025年2月1日 (土)

■改定内容

次ページ以降をご確認ください。

■ウェブ掲載場所

以下 URL にてご確認くださいませ。

<https://www.enecom.co.jp/business/enewings/support/yakkan.html>

【本件に関するお問い合わせ先】

ソリューション営業部

お問い合わせフォーム <https://www.enecom.co.jp/contact/>

電話番号 050-8201-1425 (土・日・祝日、12月29日～1月3日、5月1日を除く 9:00～17:00)

『データセンター契約約款』 新旧対照表

※表中内赤文字部が変更箇所

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第9条 第3項	(1) サービスの申込をした者が過去において第43条(サービスの停止)第1項のいずれかに該当したとき	(1) サービスの申込をした者が過去において第 35 条(サービスの停止)第1項のいずれかに該当したとき	誤記の修正
第2章 第11条	2 契約期間は、第10条(契約の成立)第1項に定める利用開始日から起算します。	2 契約期間は、第 9 条(契約の成立)第1項に定める利用開始日から起算します。	誤記の修正
第6章 第37条	3 契約者は、個々の利用契約に定めた契約期間が経過する前に利用契約の解約をした場合、残余の期間に対応する料金に相当する全額を第49条(サービス料金の計算方法)の規定により算出し、解約の日から2週間以内一括して支払うものとします。	3 契約者は、個々の利用契約に定めた契約期間が経過する前に利用契約の解約をした場合、残余の期間に対応する料金に相当する全額を第 41 条(サービス料金の計算方法)の規定により算出し、解約の日から2週間以内一括して支払うものとします。	誤記の修正
第6章 第37条	4 契約者は、利用契約のサービス品目の変更を行った場合、変更後のサービス品目に関わる初期費用から変更前の品目の初期費用を控除した額(残額があるときに限る)を支払うものとします。また契約者は、契約期間が経過する前に利用契約のサービス品目の変更を行い料金の減額が生じた場合、減少額に変更前の契約の残余期間を乗じて得た額を第49条(サービス料金の計算方法)の規定により算出し、一括して支払うものとします。	4 契約者は、利用契約のサービス品目の変更を行った場合、変更後のサービス品目に関わる初期費用から変更前の品目の初期費用を控除した額(残額があるときに限る)を支払うものとします。また契約者は、契約期間が経過する前に利用契約のサービス品目の変更を行い料金の減額が生じた場合、減少額に変更前の契約の残余期間を乗じて得た額を第 41 条(サービス料金の計算方法)の規定により算出し、一括して支払うものとします。	誤記の修正
第10章 第59条	当社は、契約者が第66条の確約に反することが判明した場合、なんら催告をすることなく、契約を解除することができるものとします。	当社は、契約者が第 58 条の確約に反することが判明した場合、なんら催告をすることなく、契約を解除することができるものとします。	誤記の修正